

# 鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託特記仕様書

## I 特記仕様書の構成

特記仕様書は、本書と添付資料からなる。添付資料は次のとおり。

特記仕様書添付資料1：DX支援業務特記仕様書

特記仕様書添付資料2：執務環境等整備支援業務特記仕様書

特記仕様書添付資料3：地盤・地質調査業務特記仕様書

特記仕様書添付資料4：テレビ受信障害事前調査業務特記仕様書

## II 業務概要

### 1 業務名称（鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託）

### 2 業務場所

本業務の対象となる施設（以下「施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 （鎌倉市新庁舎等）

(2) 敷地の場所 （鎌倉市寺分字陣出8番8）

(3) 施設用途 （庁舎、図書館・学習センター、消防署）

※ 令和6年（2024年）国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添二第四号第2類（庁舎・消防本部）、第十二号第1類（学習センター）、第十二号第2類（図書館、消防署）とする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）2月27日までとする。

成果品は、次表に示すとおり遅滞なく提出すること。

成果品	提出日
別表1に示す成果品aからe及び施設整備費概算報告書の中間案	令和7年（2025年）7月上旬
基本設計概要版の素案	令和7年（2025年）11月上旬
施設整備費概算報告書	令和7年（2025年）12月上旬
別表1に示す成果品全て	令和8年（2026年）2月27日

### 4 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

敷地面積	約22,300㎡
用途地域	工業地域、工業専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
防火・準防火地域	なし
高度地区	第3種高度地区、第4種高度地区

日影規制	なし（敷地周辺は第一種住居地域（5h/3h-4m）、第一種低層住居専用地域（3h/2h-1.5m）であるため、要確認）
防火地域の指定	なし
地区計画	深沢地区地区計画 （本業務委託とは別に、都市計画図書を並行して作成し、敷地が属する街区について地区整備計画を定める予定）
緑化率	緑化率 20%以上、接道緑化率 60%以上
前面道路	北側：幅員 12m 東側：幅員 18m 南側：幅員 20m
鎌倉市景観計画の土地利用類型区分	新都市機能導入地 沿道住宅地（市道大船西鎌倉線沿道）
周知の埋蔵文化財埋蔵地	泣塔遺跡/中世/塚 陣出遺跡/奈良・平安・中世/遺物散布地等
その他	特定都市河川流域、土砂災害警戒区域、高い地下水位（近傍）

- ※ 敷地の範囲等の詳細は「募集要領添付資料 1 藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業 村岡・深沢地区土地区画整理事業 設計図(敷地案内図)」を参照すること。
- ※ 深沢地域整備事業（土地区画整理事業）の進捗に応じて変更する可能性がある。
- ※ 近傍の地質調査結果（柱状図や地下水位など）は、「募集要領提案検討資料 2 地質調査及び CBR 試験に関する報告書（平成 23 年度 深沢地区事業化推進検討業務（その 2）委託報告書）ほか」（以下「提案検討資料 2」という。）を参照すること。

## (2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積（「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の想定面積）

新庁舎機能	約 20,000 m <sup>2</sup>
消防機能	約 3,000 m <sup>2</sup>
深沢図書館、深沢学習センター機能	約 1,300 m <sup>2</sup>
合計	約 24,300 m <sup>2</sup>

- ※ その他、敷地内に 500 m<sup>2</sup>程度の外部倉庫、消防訓練施設及びバス停上屋などの必要な外部施設も計画すること。
- ※ 詳細な内容は、「基本計画」を参照すること。
- ※ 各機能の詳細は、「基本計画」及び「鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託設計条件書」を参照すること。

- イ 主要構造（指定なし）
- ウ 構造形式（免震構造を想定する）
- エ 階数（指定なし）
- オ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年（2013 年）3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- (ア)構造体 I 類
- (イ)建築非構造部材 A 類
- (ウ)建築設備 甲類

## (3) 建設の条件

ア 想定施設整備費（税込）

項目	内容	費用
建設工事費	建築工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事	142.4 億円
外構工事費	舗装工事、排水工事、囲障工事、植栽工事、屋外建屋工事、屋外設備工事	6.9 億円
調査・設計費	基本設計・実施設計・基本設計意図伝達業務・設計監理費	7.5 億円
備品更新費 (什器費含む)	新庁舎、学習センター、図書館、消防署の備品更新費	12.5 億円
移転費	什器、美術品の移転費	0.7 億円
合計		170.0 億円

イ 予定建設工期（供用開始は、早くても令和 13 年（2031 年）以降となる見込み。）

## 5 本市の体制

本業務は、本市まちづくり計画部市街地整備課庁舎整備担当が所管するが、本事業の推進に当たっては、これを中心に庁内横断的な体制を構築する。特に、共生共創部行政マネジメント課、同部デジタル戦略課、教育文化財部生涯学習課、同部中央図書館及び消防本部消防総務課とは緊密に連携する。また、本市は本業務の進捗管理や工事費概算の精査等について支援を受けるため、本業務に関する支援業務委託契約を締結している。

## III 業務内容

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

### 1 適用

特記仕様書に記載された特記事項は「」印が付いたものを適用とし、「」印が付いたものを適用しなくてもよいものとする。

### 2 管理技術者等の資格要件等

業務の実施に当たっては、管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とすること。

管理技術者及び各主任技術者は、設計図書的设计内容を的確に把握する能力、設計業務の履行に必要な技術能力及び経験を有する者とする。

管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ 1 名とすること。

「鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託公募型プロポーザル」において提案した業務実施体制により本業務を履行すること。ただし、やむを得ない場合は、発注者と協議の上、業務実施体制を変更することができるものとする。

管理技術者及び主任技術者は次の資格要件等を有すること。

(1) 管理技術者の資格要件等は次のとおり。なお、受注者が単独の法人の場合は当該法人に、共同企業体の場合は代表企業に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ。）に規定する一級建築士
- 建築士法に規定する建築設備士
- 下記の実務経験（建築士法施行規則第 10 条に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。

- 20 年以上
  - 15 年以上
  - 10 年以上
  - 5 年以上
  - 建築（構造）、電気、機械の分野（分野横断的な環境設計についてを含む）も含めて、市民等への分かりやすい説明能力を有すること。
- (2) 主任技術者は建築（総合）、建築（構造）、電気、機械、積算（概算）及び DX 支援の分野毎に配置するものとし、必要な資格要件は次のとおり。なお、主たる分担業務分野が建築（総合）の主任技術者は、受注者が単独の法人の場合は当該法人に、共同企業体の場合は代表企業に所属する者を配置しなければならない。DX 支援の主任技術者は当該業務を担当する企業に所属する者を配置し、特段の資格要件を求めない。
- 建築士法に規定する一級建築士
  - 建築士法に規定する構造設計一級建築士（建築（構造）分野に限る）
  - 建築士法に規定する設備設計一級建築士（電気分野及び機械分野に限る）
  - 建築士法に規定する建築設備士（〇〇分野に限る）
  - 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者（積算（概算）分野に限る）
  - 下記の実務経験（建築士法施行規則第 10 条に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
    - 20 年以上
    - 15 年以上
    - 10 年以上
    - 5 年以上
- (3) 管理技術者及び積算主任技術者が他に配置を要する技術者を兼務することは認めないものとする。
- (4) 建築（総合）、建築（構造）、電気及び機械等の主任技術者が他に配置を要する技術者を兼務する場合は、業務計画書に記載し、監理職員の承諾を受けることとする。ただし、兼務数は本務を含めて二つまでとする。

### 3 照査

- (1) 照査主任技術者を次のとおり配置する。

図面、概算、工事工程計画及び施工性等について、整合性や法令順守等を確認する照査主任技術者を配置するものとする。なお、管理技術者及び積算主任技術者は照査主任技術者を兼ねてはならない。

- (2) 照査主任技術者の資格要件は次のとおり。

- 建築士法に規定する一級建築士
- 建築士法に規定する構造設計一級建築士
- 建築士法に規定する設備設計一級建築士
- 建築士法に規定する建築設備士
- 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

### 4 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 共通仕様書第 3 章 3. 2 に定める設計方針
- (2) 設計仕様書等から設定した設計条件

- (3) 電子計算機により計算する場合のプログラムと使用機種
- (4) 特殊な工法、材料及び製品等の採用（特殊性がなくとも、工事や運営維持管理に費用面で大きな影響を与える工法、材料及び製品等を含む。計画に当たっては、施設の耐久性やメンテナンス性など、維持管理運営も踏まえたライフサイクルコストへの対応を優先し、費用対効果などの検討の上で、提案すること。）
- (5) 照査主任技術者が立案した照査計画
- (6) 管理技術者等の経歴等
- ア 代表企業、構成企業及び協力企業の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、具体的な業務内容、主任技術者の所属の有無  
ただし、主たる分担業務分野（建築（総合）分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。
- イ 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、手持業務の状況
- ウ 主任技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、手持業務の状況
- エ 上記のイ及びウにある「平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、次の(ア)～(ウ)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
- (ア) 平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に契約履行が完了した施設の設計業務実績
- (イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- (ウ) 次を満たす施設の設計業務実績
- a 同種業務の実績における対象施設は、告示別添二に掲げる建築物の類型第四号建築物の用途等第 2 類に該当する施設とする。
- b 類似業務の実績における対象施設は、告示別添二に掲げる建築物の類型第四号建築物の用途等第 1 類又は類型第十二号建築物の用途等第 2 類に該当するとする。
- (7) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
- ア 受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行することを業務計画書に記載しなければならない。

## 5 設計業務の内容及び範囲

### (1) 一般業務の範囲

#### ア 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

#### イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

### (2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築（総合）概算業務  
（予定価格作成に必要な概算精度の検討、概算方法の検討、概算に関する根拠資料・参考資料の調査・収集、概算結果の比較検討、工事費概算書の作成等）
- 建築（構造）概算業務  
（予定価格作成に必要な概算精度の検討、概算方法の検討、概算に関する根拠資料・参考資料の調査・収集、概算結果の比較検討、工事費概算書の作成等）
- 電気設備概算業務  
（予定価格作成に必要な概算精度の検討、概算方法の検討、概算に関する根拠資料・参考資料の調査・収集、概算結果の比較検討、工事費概算書の作成等）
- 機械設備概算業務  
（予定価格作成に必要な概算精度の検討、概算方法の検討、概算に関する根拠資料・参考資料の調査・収集、概算結果の比較検討、工事費概算書の作成等）
- 透視図作成  
〔種類（カラー）、判の大きさ（A3判以上）、枚数（外観透視図4面、内観透視図5面程度）額の有無（有）〕
- 透視図の写真撮影  
〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- 模型製作  
〔縮尺（1/300程度）、主要材料（指定なし）、ケースの有無（有）、材質（指定なし）〕
- 模型の写真撮影  
〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- 計画通知に関する手続業務（調査、事前協議及び本申請書類作成までの手続並びに構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続が必要な場合はそれらの本申請書類作成までの手続業務を含む）
- 関係法令等に基づく各種申請手続業務
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第20条第2項の規定による計算書等の作成及び手続業務
- 関係法令等の確認  
（建築設計業務に関連して必要となる関係法令等の調査、関係法令等順守の確認、関係法令等に関して必要となる関係機関等との事前協議等）
- DX支援業務  
（DX支援業務特記仕様書によること）
- リサイクル計画書の作成（「建設リサイクルガイドライン（国土交通省）」）
- 概略工事工程表の作成（実施設計工程、許認可手続工程、開庁までの工程（引き渡し時期とシステム関係・基盤整備作業など別業務や引越しなどの工程）を含む）
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する施設等の設計等における特別な検討及び資料の作成（自家発電設備や2系統（回線）受電など業務継続性に関する特別な検討、建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に関する特別な検討等）
- 施設等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- 施設等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた費用に関する総合的な検討業務
- ワークショップ、市議会や市民等への説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）やその実施支援  
（本施設の基本設計に市民等の意見を反映させるためのワークショップ（4回程度を予定）、市民等への説明会（4回程度で障害をお持ちの方などへの説明も予定）の実施支援、必要な資料・記録等の作成等。なお、市民等とのコミュニケーションや意見等の聴取については、DX支援業務を担当する企業との連携のもと、デジタル技術の活用を含めて、積極

的に取り組むこと。ワークショップや説明会の開催に併せて、選定プロセスで用いた本市の「市民参加型共創プラットフォーム」（想定オンラインツール：Liqid）を活用するなど、丁寧な市民の意見聴取に努めること。）

- 執務環境等整備支援業務  
（執務環境等整備支援業務特記仕様書によること）
- 工事費概算報告書作成業務
- ZEB・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）に関する検討業務  
（ZEB・CASBEE 認証取得に向けた建築計画の検討、認証取得を目指す ZEB・CASBEE ランクの検討、一次エネルギー消費量の削減率（創エネ含む）の検討、ZEB 化・CASBEE 認証取得に要する費用検討等）
- テレビ受信障害事前調査業務  
（テレビ受信障害事前調査業務特記仕様書によること）
- 地盤・地質調査業務  
（建築計画（地盤条件（必要なN値）や建物要求や性能、基礎形式など）、外構計画（建物配置や緊急車両の通行部分など）などを踏まえて支持地盤や液状化などに関する必要な調査を行うこと。地盤・地質調査業務特記仕様書によること）

## 6 業務の実施

### (1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき実施する。

### (2) 特記事項

ア 本施設が複合施設であることを踏まえ、各関係機関と打合せを行い、具体的な設計と件を整理し、全体最適化を図りながら、基本設計をまとめること。

イ 設計検討案は、市議会や市民等の意見を聴きながら、複数案提示し、それぞれメリット、デメリットを比較検討の上、発注者に説明しながら設計を進めること。また、必要に応じて、設計した建物における次の点などについて、技術的な見地での工夫などを基本設計概要書に整理すること。

- (ア) 「まもる」：災害対応（巨大地震発生時、想定最大規模の降雨時の機能確保、安全性など）
- (イ) 「やさしい」：DX 推進、ユニバーサルデザイン、サインに対する工夫など
- (ウ) 「つながる」：複合施設としての工夫など
- (エ) 市民が誇れるデザインとしての工夫
- (オ) 土地条件への対応：泣塔、周辺緑地、地盤（地盤種別、支持地盤の深度・高低差、地下水位、構造種別・耐震性能との関係、建物・外構の沈下対策）への対応
- (カ) 環境への配慮（建設時、運営時）
- (キ) 時代の変化への対応（フレキシビリティ、ライフサイクルコスト、耐用年数 など）

ウ 基本設計段階での設計内容や工事費等の概算金額をもとに必要な官民連携事業の予算（要求）額や提案上限金額を適切に設定するほか、これらを踏まえた官民連携事業の提案を受けることになることから、積算や照査を徹底し、概算の範囲及び内容を明確化し、第三者が同一の条件に基づき概算を実施できるよう成果物等を作成すること。本市が別途主催する会議体等に対して、必要な情報を提供すること。工事費等の概算積算のために参考見積を徴取する場合には、原則3者から徴取すること。庁内協議等の実施に当たり、必要な協力を行うこと。

エ 本市が別途発注する関連業務（例：都市計画図書の作成）について、本市の要請に応じて必要な情報を提供すること。

オ DX 支援業務を担当する企業と密な協議を重ね、DX 支援業務を担当する企業からの提案事項を尊重するとともに、DX 支援業務において導出された基本設計の与条件には、基本設計に十分に反映させること。また、基本設計業務を担当する企業からも DX 支援業務を担当する企業に対し、DX 支援に関する事項を主体的に提案すること。

カ 本仕様書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

### (3) 打合せ及び記録

打合せ等は次の時期に行い、その要旨は速やかに（1週間以内を目途）業務打合簿を作成し、監理職員に提出すること。また、打合せは、対面又はオンライン会議等で実施するものとするが、オンライン会議等に必要な機材等（オンライン会議等を行うための通信回線、オンライン会議ツールを含む。）で、受注者側で必要になるものは、受注者において用意すること。

- ア 業務着手時
- イ 監理職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 定例会議時（隔週程度）
- エ 成果物等の提出時（記録は必要に応じて）
- オ その他

### (4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定（[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)）又は監修した技術基準等の最新版を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

#### ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- 木造計画・設計基準
- 木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計業務等電子納品要領
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
- 建築物解体工事共通仕様書

#### イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図

- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(5) 資料貸与

ア 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書 一式
- 既存工作物設計図書 一式

イ 既存資料

- 既存敷地調査資料（柱状図）…提案検討資料2参照のこと。原本の貸与は、次項の「ウその他」のとおり。

ウ その他

その他貸与が必要なものは、監理職員と協議するものとする。

エ 貸与及び返却等

- (ア) 貸与場所（まちづくり計画部市街地整備課） )
- (イ) 貸与時期（業務着手時） )
- (ウ) 返却場所（まちづくり計画部市街地整備課） )
- (エ) 返却時期（業務完了時） )

7 概算の形式

概算は次によるものとする。

- (1) 概算の実施方法や書式等、詳細は監理職員と協議、調整の上で実施すること。それぞれの電子データを提出すること。なお、採用単価は必ず単価根拠を併記すること。
- (2) 見積・刊行物等から単価等を採用する場合は、比較表などの資料を作成すること。
- (3) 概算は基本設計の中間時、完了前の2度実施するものとし、中間時の結果は工事費概算報告書中間案として取りまとめ、完了前の概算結果は工事費概算報告書として取りまとめること。

## 8 成果物等の提出部数及び形式

受注者は、本委託業務を完了した時は、照査を実施した上で、次のとおり成果物等を提出しなければならない。なお、成果物等の提出に当たっては、業務完了の1箇月前(令和8年(2026年)1月31日頃)を目途に、受注者における照査を実施した成果物等の案を提出し、発注者の確認を得ること。

- (1) 基本設計では、建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果物等を建築(総合)の成果物等の中に含めることができる。
- (2) 成果物等(模型は除く)は、原則としてA4判のファイルに綴じることとするが、これによりがたい場合は監理職員と協議の上、仕様を決定する。
- (3) 設計原図の材質及びサイズは、普通紙のA3判とする。
- (4) 成果物等の内容及び部数は別表1を標準とするが、これによりがたい場合は、監理職員と協議の上、決定する。なお、基本設計広報資料については、成果物1部のほかに300部を提出すること。
- (5) 電子媒体による提出は、次によるものとし、鎌倉市完成図書提出要領([https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/pre\\_iji/kenchiku\\_setubi.html](https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/pre_iji/kenchiku_setubi.html))4を参考とする。

ア 電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、Windows環境で読み込み可能なものとする。

電子媒体のフォーマット形式は、CD-Rの場合は、Joliet、DVD-Rの場合は、UDF(UDF Bridge)とする。これによりがたい場合は、監理職員と協議の上、決定するものとする。

ウイルス対策ソフトは、特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。最新のウイルスも検出できるようにウイルス対策ソフトは、常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。

電子媒体の表記は次によるものとする。

- (ア) 電子媒体のラベル面には、「業務名称」、「作成年月(和暦)」、「発注者名称」、「受注者名称」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」及び「何冊目/総冊数」を明記する。

ウイルスチェックに関する情報は、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日(和暦)」とする。

- (イ) 上記項目は、電子媒体のラベル面に直接印刷又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないものとする。

- (6) 図面はCADデータ(JWW、DXF形式)及び閲覧用データ(PDF形式)とし、その他の各記録書や現場調査写真等の電子データを提出すること。CADデータや基本設計説明書は、作成したソフトのデータ形式のままのデータも提出すること。

- (7) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する(作成途中の情報・資料を含む)。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。成果物等とは、1) 別表1に規定する成果物、2) 別表1に規定する成果物以外の資料及びその他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (ア) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど(受注者や協力者によるホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。

- (イ) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

- (ウ) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が

必要と認めた場合に限る。また、情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

- (エ) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- (オ) 貸与品等の情報は、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ 6. (5)により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (カ) 契約の履行に関して知り得た秘密は、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。
- イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。
- エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) 成果物等の提出場所

鎌倉市まちづくり計画部市街地整備課とする。

(9) 成果物等の取り扱いについて

提出された CAD データは、当該施設に関する工事等の受注者に貸与し、当該工事における実施設計図、許認可申請図、施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができる。

(10) 成果物等に関する著作権の権利等は「特記仕様書別添資料 成果物等の著作権の権利等について」による。



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 模型 (1/300 程度)</li> <li>・ 関係法令確認報告書</li> <li>・ リサイクル計画書</li> <li>・ 概略工事工程表</li> <li>・ BCP 計画に関する検討報告書</li> <li>・ 環境負荷低減検討書</li> <li>・ ライフサイクルコスト比較検討書</li>   <li>・ 執務環境等整備支援報告書</li>   <li>・ 施設整備費概算報告書</li>   <li>・ ZEB・CASBEE に関する検討報告書</li> <li>・ DX 支援業務報告書</li> <li>・ ワークショップ・説明会報告書</li> <li>・ 建造物によるテレビ受信障害調査報告書</li> <li>・ 地盤・地質調査報告書</li>   <li>・ その他設計説明書</li>   <li>・ 照査報告書</li> </ul>	<p>一式</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>一式</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>一式</p> <p>各 1 部</p> <p>一式</p> <p>一式</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>務室、議場、展望スペースなど</p> <p>A4 判又は A3 判</p> <p>A4 判又は A3 判</p> <p>「執務環境等整備支援業務特記仕様書」によること。</p> <p>A4 判又は A3 判</p> <p>「基本計画」における施設整備費の精査・更新を行うほか、資金計画を整理すること。</p> <p>A4 判又は A3 判</p> <p>「DX 支援業務特記仕様書」に従うこと。</p> <p>A4 判又は A3 判</p> <p>「テレビ受信障害事前調査業務特記仕様書」に従うこと。</p> <p>「地盤・地質調査業務委託特記仕様書」に従うこと。</p> <p>A4 判又は A3 判、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、その他について、適用基準の根拠など、必要な説明資料を作成すること。</p> <p>A4 判又は A3 判</p>
そ の 他	原 図	摘 要 (A3 判以外は特記)
<p>f 資 料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種技術資料</li>   <li>・ 各記録書</li> </ul>	<p>一式</p> <p>一式</p>	<p>A4 判又は A3 判、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、その他について、必要な資料を作成すること。</p> <p>A4 判</p>
<p>g 電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記電子データ一式</li> </ul>	<p>3 部</p>	<p>CD-R または DVD-R により提出するものとし、ファイル形式は次のとおりとし、成果物等に綴じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元データ（図面含む）</li> <li>・ PDF（全データ）</li> <li>・ JWW（図面）</li> <li>・ DXF（図面）</li> <li>・ JPEG（透視図）</li> </ul>